

介護保険制度 どう変わる？ 第3回

平成二十七年からの介護保険制度の改正について五回に渡りお知らせするコーナーです。

三回目となる今月号では、「特別養護老人ホーム新規入所者の原則要介護三以上への限定」と、「高額介護(予防)サービス費の上限額の見直し」についてお知らせします。

(1) 特別養護老人ホーム新規入所者の原則要介護三以上の限定

平成二十七年四月から既入所者を除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護三以上に限定します。

介護度は、軽度から順に要支援一、要支援二、要介護一、要介護二、要介護三、要介護四、要介護五の七区分で構成されています。今回の見直しによって、新規入所者が中重度の方に限定されます。

ただし、やむを得ない事情があるとして市町村と施設が認められた要介護一・二の方については、特例的に入所が認められます。

やむを得ない事情とは、家族などによる要介護者への虐待がある場合や、知的障がいや精神障がい有し在宅生活が困難な場合などです。

(2) 高額介護(予防)サービス費の上限額の見直し

要介護認定者が介護サービスを利用し、一か月に支払った一割の負担額が一定の上限額を超えた場合、高額介護(予防)サービス費として超えた分が払い戻されま

す。今回の制度改正によって、平成二十七年八月から別表のとおり、一般世帯の上

上限額を変更します。

問合せ	(別表)	
	(変更前)	(変更後)
利用者負担段階区分	利用者負担上限額(月額)	利用者負担上限額(月額)
一般世帯 (下記の区分に該当しない方)	37,200円(世帯)	現役並み所得 44,400円(世帯) 一般 37,200円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80万円以下の方など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※利用者負担上限額(月額)の「世帯」とは、例えば世帯に要介護認定者が2名いる場合、2名の合計という意味です。
※「現役並み所得」とは、課税所得145万円以上で年収が単身世帯の場合383万円以上、2名以上の世帯の場合520万円以上のことです。

「町長との対話」を行います

町長が住民の方々から直接、町政に関してご意見を聴く機会です。

一組につき、三十分の時間で、町長とお話ししていただきます。

▼とき 二月二十七日(金) 午前九時～正午▼ところ 役場一階 監査委員室▼対象 町内に在住・在勤の個人または五人までの団体▼募集数 六組(応募者多数の場合は抽選)▼締切り 二月十三日(金)▼申込み・問合せ 総務課企画財政・情報係

28・0913

相 談

●よろず相談

とき 2月18日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 行政相談委員
人権擁護委員
問合せ 総務課総務・防災係 28・6003
福祉課福祉・少子係 28・0912

●消費生活相談

とき 2月18日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 消費生活相談員
問合せ 都市計画課地域振興係 28・2463

●心配ごと相談

とき 2月17日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
0120・738・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付期間 24時間いつでも
052・931・4343
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●教育相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
0120・28・7867
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 町教育相談員
問合せ 学校教育課学校教育係 28・2211

●家庭児童相談(要予約)

とき 2月20日(金)
午前10時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター 28・3150

●子育て相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 28・2888
富士保育園 28・3459
青山保育園 28・3562

●身体障がい者等相談

とき 2月10日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
39・0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●母子家庭自立支援・就業相談

とき 2月10日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●女性相談

とき 2月19日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912